

# 米軍キャンプ奈良司令部は

## 退職金を支払え！

—昭和 28 年 RRC 争議あつ旋綴より—

— 駐留軍労働者の地位改善のため —

### 全国の皆さんに御支援を訴える

労働基本権を守れ  
— 日本法規の完全適用 —  
毎日門の出入にもきびしい身体検査をされ、ベントオ箱の中や、女子のお乳、スカート迄さわられる、基地内に一步はいれば、日本法律の及ばぬ別世界だ  
組合活動も制限され、休憩時間も自由に使えない

人権無視の身体検査

軍の一方的管理権反対  
首切りは軍が一方的に勝手にやれる、子孫が足りない、好ましくない人物だ、保安上危険だ、不適当だ、無能力だ、居眠りした、命令違反だ……と理由はいくつもつけられるこれに對し雇主の日本政府は「仕方がない」と……全く無責任、大根や菜葉ちやあるまいし、軍の勝手な首切り・日本政府はノーコメント (わしや知らぬ)

既得権の侵害絶対反対  
— 四〇時で食える賃金を保証しろ —  
風俗・習慣・言語の異なる外國軍隊の下での忍苦の労働だ  
仕事へへらないのに、首切りで労働は強化される、軍が勝手に時間制を變更して賃金を切下げる  
明るく安定した職場がほしい

文句を云はずにハバハバ (早くやれ)

東京都港区三田四四町2番地6號  
全駐留軍労働組合  
電話 三田 (4S) 4080

2026年2月28日(土) ~ 6月28日(日)

## 総解説

令和4年(2022)度完結文書として、奈良県労働委員会から大量の旧永年保存文書が移管・搬入されました※。労働委員会とは、労働争議があった際に、中立的立場から労働者側・使用者側それぞれに、解決に向けてのあっ旋を行う行政委員会のことです。

その一冊に、『昭和28年RRC争議あつ旋綴 ①全駐留軍労働組合』(請求記号1-S28-84、資料ID:556010674)がありました。

RRCとは、レストアンドレキューパーテーションセンターの略で、米軍直営の兵士「休息と保養」施設のことで、具体的には朝鮮戦争中の1952～53年、現平城宮跡の南側にあった、奈良RRセンターを指します。奈良R・R・センター調査団編、発行『古都の弔旗 奈良R・R・センター調査報告書』1953が指摘するように、農村の一角に突如出現した歓楽街が問題となりますが、その閉鎖、移転時に新しい問題が起きました。離職従業員への退職金問題です。

当時、米軍に雇用された日本人従業員の労働運動は全国で活発で、表紙のように全国駐留軍労働組合が組織されており、奈良でも「運転が粗い」ことを理由に解雇された従業員が、その取り消しを求める争議が起っています(1-S27-67『昭和27年紛争争議幹旋綴22』)。

RRC争議は結局、「奈良RRセンターの労働規約に退職金の規定がない」「支給するための資金がない」と主張するキャンプ奈良司令部の姿勢を、座り込みやストライキによる運動や、奈良県地方労働委員会は突き崩すことができませんでした。しかし、その後の中央労働委員会が行った働きかけの結果、米極東軍司令官から、奈良での出来事を「遺憾」とし、今後このような事態を引き起こさないようにする、とする声明を引き出すことには成功しています。

本簿冊の内容の一端は、以下、具体的に史料を見る中で解説を加えていきます。なお翻刻にあたっては、略字は常用漢字に改め(坊く→働く等)、ピリオドや中黒の打ち方が様々なRRセンターの表記はそのままにしました(R・Rセンター等)。

## 目次

(新聞写真より)	1
県涉外課よりの引継ぎ	2
奈駐労RRC支部による決議文	2
奈良地労委より米軍への勧告文	2
勧告文をめぐる米軍の対応	4
廃止期成同盟の奈良地労委宛要望	4
中労委による奈良RRC争議実態調査	4
中労委事務局員よりの私信	6
極東軍司令官による声明	7

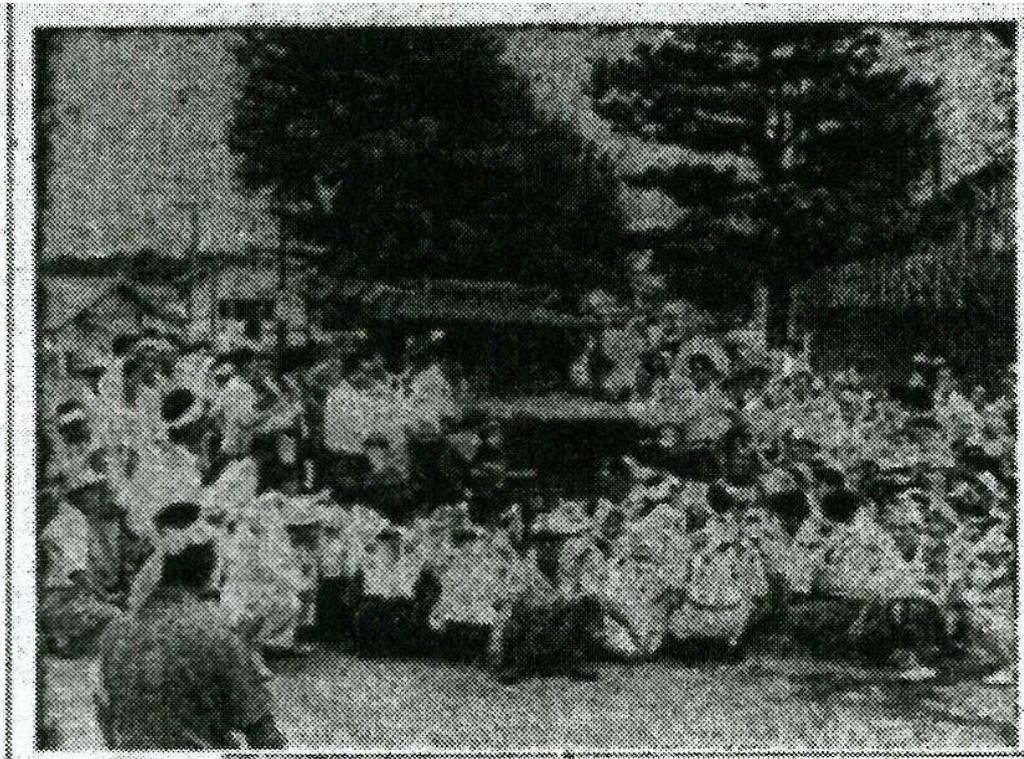


表紙『昭和28年RRC争議あつ旋綴 ①全駐留軍労働組合』23件(No.27)「争議調整開始報告」に添付された全駐労全国組織のビラ(上図)をGeminiで着色したもの。中段で、「政府」の椅子に座って煙草をふかしているのは当時の首相吉田茂。

※終戦直後から平成初期(1947～1992)まで約200冊強の奈良県労働委員会旧永年保存文書は、公開審査が終わっていないため、今回使用したものの他はHPから検索できません。当館備付の紙目録でご確認できる上、閲覧請求も可能ですので、お問い合わせください。そのうえで労働運動史研究や産業史研究にお役立ていただければ幸いです。



1952.7.24 付「奈良日日新聞」 「日章旗デモ」といった表記が見える



座り込む奈駐勞RRC支部員 (1953.6.13 付「大和タイムス」)

ピケを張る奈駐勞組合員 (1953.8.13 付「奈良日日新聞」)



## 県涉外課よりの引継ぎ

### No. 4 【決裁局長まで】

奈良駐留軍争議について

七月二十二日十二時十五分県涉外課島田主事が地労委事務局を来訪し、森本事務局長に対し過日よりRRセンター労組争議あつ旋について、涉外課（県）としてタッチしてきたが、その間解決条件を数項目あげて奈良キャンブ司令官に申入れて、回答を求めていたところ、本日正午頃、軍司令官の命を受けたエドワード労務士官から涉外課あて、せつかくの申入れであるが、解決条件を全面拒否する旨電話があったので、涉外課としては、本事件に対し、これ以上手出しが出来なくなったと語った。

そこで、森本事務局長は島田主事に対し、涉外課が軍司令官に申入れた解決条件の数項目について尋ねたところ、島田主事は、それについてはくわしく云うことは出来ないが、この問題が起きたのは、RRセンターに責任があるのであるから、その責任を確認してもらいたいということと、普通一般の場合、退職金規程がなくとも退職すれば餞別とか金一封とかを与えるのが日本の習慣になっているから、名目は何んでもよいから少額のものでもやってもらいたいということ等色々あったが、軍側から全面的に拒否されたので、県としてはこれ以上手を打つことができないと語った。

森本事務局長は島田主事に今の言は県自体の考えと違ってよいかと聞いたところ、島田主事は県としての考えではなく涉外課の考えとして聞いてほしいと語った。

それで、結論的にみると、涉外課としては打ち終わったということと考えるよという意味だと思われる。

（解説）「涉外」は一般には外部との交渉を意味するが、都道府県はこの名の冠する部署は、占領軍やその後身たる駐留米軍との交渉を担当する部署であることが多く、当時の奈良県もこのケースに当たる。それまで、労組に替わって米軍と交渉していた奈良県涉外課が、奈良地労委のあつせんを依頼する以前の交渉経過について記している。もっとも、地労委あつせん経過でも、米軍側と交渉する際には通訳の涉外課員を同行させている。

## 奈駐労RRC支部による決議文

### NO8 【総務・調整課長まで供覧、28.7.24 収受印】

決議文

吾々R・Rセンターに働く軍直備労務者一七五名は世論の轟々たる批判の中にありながらも、過去一年半にわたってよく米軍に協力してきた。ところが去る六月二十七日、突如として軍の一方的な都合により全員解雇予告を

言い渡され、金がないという理由のもとに一銭の退職金も支給されずに本月二十六日をもって解雇されようとしている。政府雇備は勿論軍直備労務者でも、他の職場で働いているものはすべて、退職金が支給されるのに、ひとりR・Rセンターのみが支給されないということは何んとしても吾々の承服出来難い所であり、去る六月十七日より司令部前に於て座り込みを開始して米軍当局の善処方を促してきた所であるが、一週間を経過しても遂に納得のゆく回答がもらえず、最早や之以上穏便な方法では解決出来ないことを知った。

吾々はこの要求の正しいことを更に確認し、全駐労は勿論、県下の各友誼団体に呼びかけ、可能な限りの方法で最後迄闘い抜くことを決議すると共に、在日米軍司令部並に西南地区司令部及び在日大使館、外務省、衆参外務委員会、日米合同委員会等各機関に呼びかけ之が解決を図る決意をもっている。

奈良地労委に於ては本問題の日米親善に与える悪影響に鑑み、本二十三日職権幹旋の申入れがあり、同時に幹旋中座り込みを解除してほしいとの要望があった。

吾々は地労委の好意に応える意味に於いて、本日をもって一応座り込みを中止し職権幹旋の経過を見守るが、吾々はその間、座り込み以外の凡ゆる手段、方法をもって更に本問題解決のために努力すると共に、幹旋決裂の事態に備えて更に団結を強化し、最後迄闘い抜くことを茲に改めて確認し決議するものである。

一九五三年七月二十三日

全駐留軍労働組合奈良地区本部

R・Rセンター支部臨時大会

（解説）「政府雇備」「軍直備」といった表記がでてくる。前者は、LSO（レイバーサービスオーダー）とも呼ばれ、日米労務基本契約に従い、米軍が日本政府に必要な人員を要求し、日本政府が名目上の雇用主となって給与を支払う米軍従業員のことを指し、基地そのものに関わる従業員が該当する（『防衛施設庁史』1巻、1973、306頁）。一方、後者は、娯楽施設であるRRセンター従業員など、米軍が自らの負担で従業員を雇うケースが当てはまる。前者は退職金が認められているのに、後者のRRセンター従業員に退職金が出ないのはおかしいという主張である。

## 奈良地労委より米軍への勧告文

### No.27【決裁会長代行まで】

二八、八、八

福本主事印

全駐労奈良地区本部争議に関する勧告書について  
昭和二十八年八月七日午後四時三十分、福本主事は全駐労奈良地区本部争議に関し、別紙勧告書（英文）をキャ

ンプ奈良司令官ブラッド、ストン中佐に渡してもらうよう、エドワード大尉に手交した。なお、同日、勧告書写し（英文、邦文）を石井、中村、森各あつ旋員に持参した。

#### 勧告書

貴管下のR・Rセンター労務者の退職金等に関する貴当局と全駐券奈良地区本部との紛議について、当委員会は貴官ならびに前示労働組合の受託のもとに職権あつ旋を開始し、去る七月二十四日及七月二十七日の両日にわたり貴官と対談した結果、当委員会はつぎのような結論に達したので、こゝに貴官に対しこれを通告するの光榮を有する。

(一)、L. S. O労務者については、その職場の如何を問わず、何れも退職金を支給する旨それぞれの就業規則に規定されており、また軍の直用労務者についても、L. S. Oと同様に退職金規程があるにかゝらず、たゞ奈良及び小倉のR・Rセンターのみこの規程がないという点については、貴官及び当委員会は見解を同じくした。

(二)、一九五三年一月十六日付AG二三〇・一四号発信クラーク大将の命により、ワイルド大佐から、米極東陸、海、空軍司令官あての通牒第四項によれば軍直用労務者の雇用条件は、L. S. O労務者のそれより悪くあつてはならないと規定されている。

本件について貴官は、本項中に退職金の文句は明示されていないと云われるが、それは本項中の雇用条件という文字のなかに当然包含されているものと当委員会は解釈する。

従つてR・Rセンター労務者に退職金を支給しないことは、クラーク大将の右通牒の趣旨に違反するものと当委員会は解釈せざるを得ない。

(三)、貴官はR・Rセンター労務者の就業規則に退職金規定がないことを理由として、退職金を支給しないと云われるが、その就業規則は草案であつて未だ法律上の効力を発生していないものである。一步譲つて仮にこの草案が法律上有効であるとしても、同規則草案第三条には、試用期間中（十四日以内）に退職した者には退職金を支給しないと明確に規定されている。



米軍キャンプ奈良司令部(現奈良教育大学構内)

従つて右の試用期間を経過した者には、退職金を支給すべきものであるということは法理上も文理上も当然であると解釈される。

貴官は就業規則草案に退職金に関する規定がないことを理由として退職金を支給することを拒否しておられるが、右は明らかに就業規則草案第三条の解釈を誤つたものと云わざるを得ない。

(四)、いやしくも不定期にわたつて、相当数の労務者を雇用する場合においては、採用のはじめにあつて退職金は支給せらるべきものなることは今日の社会通念上むしろ当然のことと解釈されている。

貴官は本件雇用の初めに當つて退職金を支給しないと云つてはいないが、支給するともまた云つていないと抗弁されたが以上の理由により当委員会としてはその抗弁を了承しがたい。

(五)、昭和二十八年二月一日及二月十五日、ウエイトレス四十五名を採用するに當り、キャプテン、ハブル(HUBBLE)、サージャント、ウエイト(WEIT S)立会のもとに日本人ファーストマネージャー西村正雄がメモを読み上げて、将来退職の際には退職金を支給する旨明言した。

本件について貴官は、それは退職金のことではなく解雇予告手当のことであると主張されたが、解雇予告手当の支給は労働基準法二十条に基き、当然なさるべき使用者の義務であつて、改めて明言を要すべき事柄ではない。

また日本の労務者は解雇予告手当の支給は使用者の義務であることはみな知っている。当日のファーストマネージャー西村正雄のメモは、これを聞いた労務者は全員退職金を支給されるものと了解している。

以上五項目の理由により、R・Rセンター労務者に対して退職金は支給されるべきものと当委員会は判定したから、貴官におかれては、この紛議が社会問題としても日米友好保持の上からも重大な事件であるという認識の上から、職権あつ旋に乗り出した当委員会の意のある処を諒とせられ、あらゆる方途をつくして速やかに退職金を支給されるようごに貴官に対して勧告する。(解説)あっせんに入った地労委が米軍に提出した勧告文とその経緯注目されるのは、この勧告文が、完全に労組側に立って、その訴えを裏付ける主張を行っていることである。本来労働委員会は、労使中立の組織で、委員も労働者側(連合会関係者等)と使用者側(経営者団体関係者)両方から選出されている。この勧告文が出されたということは、奈良地労委の使用者側委員もこの勧告文に同意をしていたことになり、外国の軍隊を相手とした争議の特殊性が現れている。

## 勧告文をめぐる米軍の対応

No.29【決裁事務局長まで】

昭和廿八年八月拾四日 今西主事印

全駐労奈良地区本部争議について

八月十四日午前十時、青江調整課長は昨十三日の第四回あつ旋会の決定に従って、県涉外課猪原通訳を訪ね、同通訳からグランドストーン中佐に対し早速電話で勧告書の回答を催促してもらったが、同中佐はまだ出勤していなかった。

そこで猪原通訳は、同日午後四時キャンプ奈良司令部にグランドストーン中佐を訪ね、当委員会の意向を伝達した。これに対し同中佐は次のように述べた。

当委員会から提出した勧告書に対する回答は、八月十七日までに回答する。しかしその回答は、前二回のあつ旋会で述べた線以上は出ない。

また、クラーク大将通牒は何処から入手したか知らないが、これは軍のみに来たものであるから、それを基礎としてどうしろこうしろという権利は貴方にはない。以上(解説)クラーク大将通牒とは、前史料(二)を指す。ここでの言葉通り、31件で示された米軍からの回答は、労組や奈良地労委の要求を完全に拒否するものだった。

廃止期成同盟の奈良地労委宛要望

No.43

要望書

奈良のもつ国際的古文化財を再び悲惨な戦火から守ろうとする民族の良心に従って、私達はさきにR・Rセンター廃止期成同盟をつくり、積極的に廃止運動を続けて参りましたが、幸い、他に移転されることに決定をみたことは喜びとするところであります。

ところが派生的な問題としてR・Rセンターに働く労務者の大部分の人々に退職金が支給されず、さきに紛争の解決に貴労働委員会が斡旋に乗り出され、交渉を進められてきたことに対しては深く敬意を表するものでありますが、社会通念上から考えても当然支払われる筈の退職金がR・Rセンターの労務者のみ制度化されていないことに対して紛争は未然に防止し、労務者の基本的権利を擁護する立場から、貴労働委員会が今後尚一層の御尽力によって、公正且つ速に打開策を講じて頂けるよう要望するものであります。

一九五三年八月二十四日

奈良R・Rセンター廃止期成同盟

代表幹事 矢川敏雄

他加盟三十六団体

奈良県地方労働委員会殿

(解説)廃止期成同盟とRRC従業員(労組員)は、対極の立場にある一方で、左派社会党一総評ブロックの支持を受けているという共通点もあった。それがこうした間接的なエールにも表れているといえよう。これに対して奈良地労委は8月28日付で努力する旨回答している(42件)。

## 中労委による奈良RRC争議実態調査

No.45【決裁会長まで】

昭和廿八年拾月拾六日調整課 今西主事作成

奈良R・R・C争議について十月十三日から三日間にわたって中労委事務局調整第一課藤森事務官は当委員会事務局を来訪し、つぶさに本事件の状況を調査されたが、その経緯は次の通りである。

一、今回の調査に至った動機

本事件について中労委では十月七日に開かれた総会に、これまで本地労委から送付した報告を資料として各委員に配布すると同時に、飼平事務局長から報告が行われた(この報告は若干云い足なかつたきらいがあったとのことだった)。さらに中山会長から本件についてどう処置するかは別にして関心を持つべきであるとの発言が行われるとともに、今後この種争議の発生も予想されること



private”が如何なる意味をもっているかは一応関係なく、米軍化で自由に解釈しうるものである。従って本問題の解釈を根本的に計るとすれば、従業員を幾つかの категорияに分類し、これに適応する労働条件を明確にし、それを日本、米軍及び米政府間で一致させておく必要がある。

から、総会終了後中山会長の命により奈良R・R・C争議の実情を調査することになった。

## 二、調査事項

(別紙一)

### 三、奈良R・R・C争議に対する中労委の処置

九月十日(木)、開かれた日米合同委員会に外務省協力局から、R・R・C従業員は直用に含まれるか否かについて米国側の意見を質したところ、米国側代表代理バーンズ代将は次の通り即答した。

「R・R・Cは行政協定第十五条(別紙2)にいう“Other non-appropriated fund organizations authorized”に含まれる。しかし奈良RRCの“kitchen personal”は当所を利用する兵員のチップのみによって賄われ、特に定められた定額給はないので、正式の雇用者とは云いえない。したがってこれは行政協定第十五条の“Other non-appropriated fund organizations authorized”の従業員とは云いえない」以上はとくに文書による回答ではないが正式議事録に記載され、多くの証人がいることで動かし得ないものであることは明らかである。ところで外務省はバーンズ回答に伴い行政協定第十五条にいう諸機関に勤務する従業員は、一応直用の従業員に含まれると解されるので、奈良R・R・C従業員はkitchen personalを除外した以外はすべて所謂直接雇用カテゴリーに入るものと解される。但しクラーク指令中の“domestic servant in

### —中労委議事録より—

中労委では、奈良の問題について適切な処理方法は今のところないようであるが、まづ今後のためにこの種争議を防止する意味から、中労委会長名で軍中央部に対し嚴重に申入れることになるだろうと藤森事務官は述べている。

なお、本件について当委員会では処置すべき方途【ママ】については、即答できないので、帰奈して中山会長及び北村調整第一課長に調査結果を報告し、同課長から私信で通知する旨了承を得た。とくに公文書を避けたのは、指図的になることをさけるためである。 以上

### 別紙一

#### 1 RRC従業員の实情

##### 1) 従業員数(男女別、年齢層別)

男129 女49 計178 外にLSO13(男 年齢20歳~60歳 平均40歳)

##### 2) 職種

ボイラーマン8名 ルームボーイ24名 ヘビートパー(雑役)36名 コックおよびKP(皿アライ)45名 ウェイトレス(サービス女)49名 その他16名(警備員?)

##### 3) 賃金その他労働条件

レバー8000円(平均) ボーイ8000円 ボイラー14,500円 KPコック7800円(平均) ウェイトレス

7000円 ソノ他8000円 ウェイトレス(女) 6時～10時まで2交代 男子24時間3交代

#### 4) 勤務の実情

5) 雇用時の事情及び解雇時の実情 雇用時一賃金台帳に職種賃金住所を記入

一週間試用期間給与なし

勤労契約に司令官および本人がサイン

解雇時 別紙参照6) 組合組織及び組合活動状況

奈良地区本部の分会 組合活動は地区本部が行う

組合活動 同上 賃上団体交渉2回 地域手当1.5分から2割となる 賃上げ1500円(平均)

## 2 RCC経営について

### 1) 経営主体(形式並に実情)

RCC司令官 キャンプ奈良司令部の指揮監督を或る程度受ける

又は西南地区司令官および極東軍司令官の指示を受けるとみられる

### 2) 経営責任者及び雇用責任者(その責任程度を含めて)

RCC司令官が経営責任者であるが指揮権はキャンプ奈良司令部の指揮監督がある程度持っている

雇用責任者 RCC司令官

支配人西村正雄(その後田平一郎)

キャップテンハブル 副司令官

サージェントウェイト 現場監督

### 3) 施設の実体

軍の永久施設 持主は政府

### 4) 業務の内容

サービス 宿泊施設で収容人員1日150名～180名

### 5) 経営状況(不明)

### 6) 経営の財源

5日間で1ドル50セント(その後2ドル)を帰休兵から徴収(交通費食費宿泊費一切を含む)

### 7) 軍との関係

帰休兵からの徴収以外軍からある程度あてている【ママ】のではないかとみられる(執行委員長談)

### 8) RCC類似機関の有無(所在地規模)

小倉-奈良RCCと同じ形態

横浜、埼玉朝霞-請負

## 3 争議について

### 1) 団体交渉の当事者

キャンプ奈良司令官(RCC司令官立会)

### 2) あっ旋努力の詳細

報告済み

3) 本争議と7月末の新規採用(RRC再開)との関連別紙参照

4) 組合要求具体的内容

1 退職金(勤続1年につき1.2月分)要求 LSO並

2 退職金規程を挿入した就業規則を至急作成すること

5) あっ旋不調和の実情

報告済み

6) 中労委会長宛要請されるに至った地労委審議の経過

第156回定例総会において石井担当あっ旋員から9月11日西南地区司令部参謀次長レエイ大佐と会見した模様を報告され本件について現地での当委員会の取扱あっ旋は打切り、中労委において引き続き折角の努力を依頼する以外に方法がない旨発言され各委員の了承を得た

別紙 要望書および回答書(RRC期成反対同盟)

別紙二 日本国とアメリカ合衆国との安全保障条約第三条に基づく行政協定及び交換公文(抜粋)【略】

(解説)この文書の別紙部分は、現用文書時代に田中はるみが「奈良RRセンターと地域住民-朝鮮戦争下の在日国連軍基地をめぐる-」(『戦争と平和』10号、2001)によって紹介している、RRセンターの実態を示す貴重な資料である。ただ、一部省略されている箇所もあるので、改めて本紙部分と合わせてここに示した。

## 中労委事務局員よりの私信

No.49

拝啓 過日全労委会議の御上京の砌りに何等おもてなしも為し得ず誠に失礼いたしました。

かねて調査について急に御面倒かけましたRRC争議問題については、既に公文をもって(「…十一月十七日中山会長が在日米軍司令部に赴き…」)となっております、「中山会長が」は削除御訂正願います)お知らせしておりでありますけれども尚二三補足的にお知らせ申し上げたいと存じます。

在日米軍司令官宛中山会長の要請の文書写を、労働者労政局長並びに外務省国際協力長にそれぞれ送付し、日米合同委員会労務委員会を通じて要請趣旨の徹底を図ることにつき依頼しました。また、公文書には記載出来ませんでした。中山、バンロン面接の際、RRC問題についてはバンロンが詳細に知悉していたばかりでなく、明かに現地司令官の措置が適切でなかった旨の批判をしていた由です。本要請の趣旨を諒とした同少将がどの程度善処するかについて先走ったお知らせは差控えねばな

りませんが、何れ本要請に対する何らかの回答があるう  
かと存ぜられますので、ありしだい知らせすることそし  
て、面談の際の印象としては、場合によってはRRC退  
職金問題にまで触れるような措置が採れはしまいかとい  
う期待さえ感じられないでもなかったと中山会長に同行  
した武村事務官が言っておりました。さて良いお知らせ  
としてでもありませんが、公文には記載できませんの  
で、実情として内々私信をもってお知らせします。

なお、関係地労委として北海道・埼玉・東京・神奈  
川・兵庫・福岡各地労委事務局へも写書類をそれぞれ送  
付しました。

齒の方は如何ですか。寒さも日々厳しさを加える折柄  
くれぐれも御自愛の程祈り上げます。

末筆ながら青江課長殿始め局内皆様によりしくお伝え  
いただければ幸甚に存じます。

十一月十九日 藤森鈞拝

森本事務局長様

(解説) 公式文書にすることはできないが、キャンプ奈良司令部の冷淡  
な対応は必ずしも米軍総体としての意思ではなく、上層部はむしろこ  
れを不適切な措置と捉えていたという感触を伝える私信である。

## 極東軍司令官による声明

中労委一発第七六号

昭和二十九年二月九日

中央労働委員会事務局長

奈良県地方労働委員会事務局長殿

中労委要請に対する極東軍司令官の回答について  
奈良RRCの争議に対する中労委からの要請について  
は、昨年十一月二十四日に中間の回答があったが、本年  
二月更に左記の通り回答がありましたのでお知らせしま  
す。

回答訳文

昭和二十九年二月四日

極東軍及国際連合軍司令官

合衆国陸軍大将J、E、ハル

中央労働委員会

会長 中山伊知郎殿

拝啓 昨年七月奈良市奈良R、R、センターに起こった  
労働争議に関する昭和二十八年十一月十七日付貴翰及び  
右に対する昭和二十八年十一月二十四日付中間回答に関  
連して申し上げます。

貴意に応ずるため合衆国極東陸軍司令官は、本件につき  
次の趣旨による報告をしてきました。

一、関係労働者の雇用は、センター司令官によって責任  
を委された将校によって扱われ、これらの人々は慰労休  
暇で滞在中の個人個人の軍人から右将校の手で集められ  
た資金の中から給与を受けていたこと。

一、右労働者一八五名中、一四五名はセンターとともに  
神戸へ移転し、四〇名は残留を希望したこと。またこれ  
ら四〇名は、解雇予告手当を受け離職したこと。なお、  
右一八五名労働者の平均勤続期間は五ヶ月であった。

一、利用者からは、同センターの経常実費を賄つに足る  
金だけが徴収されていたので、残留を希望した四〇名  
のものに対する退職手当支払に充てるべき残余分がなかつ  
たこと。

右のような不都合な事態が発生したのは遺憾に存じま  
す。

しかしながら、当司令部は既に、今後再びかかる事態  
の起らないようにするための措置を取りました。右の措  
置は、直接雇用労働者が今後労務基本契約によって提供  
される人員について規定されているものに比して不利に  
ならない賃金及び勤務条件を認められる保障となるもの  
と考えています。 敬具

(解説) 前史料の私信にあったように、極東軍司令官による声明  
は、はっきりと奈良RRセンターの問題に言及したうえで、これ  
に半ば謝罪する内容になっていた。なお、本簿冊番外簿冊の末尾  
につけられた全駐留軍労働組合奈良地区本部「RRセンター退職  
金要求闘争報告書」にも、この声明が転載されているが、「平均  
勤続期間5月、185名中145名が神戸へ移転、40名が残留希望」  
という部分については、「事実と相当の相違あり」というコメント  
をつけている。

文献リスト

請求記号等	書名等	著者名	出版者・掲載誌	出版年	所在
317.853-Nar-1948	Nara military government team	[Nara military government]	[Nara military government]	1948	書庫1
317.853-4719	Nara military government team [複製版]	[Nara military government]	[Nara military government]	1948	戦争体験文庫
1-S27-76	昭和27年紛争議幹旋綴22 ①奈良駐留軍労組②帝畜工業③帝畜工業（労働協約、退職金規定）（奈良県庁文書）	奈良県地方労働委員会	-	1952	書庫1
1-S28-82	昭和27,8年奈良鉄道・千原鉱業・奈駐労働争議 ①大和鉄道②千原鉱業③奈良駐留軍労組（奈良県庁文書）	奈良県地方労働委員会	-	1953	書庫1
1-S28-84	昭和28年RRC争議あつ旋綴 ①全駐留軍労働組合（奈良県庁文書）	奈良県地方労働委員会	-	1953	書庫1
369.4-24	基地の子：この事実をどう考えたらよいか	清水幾太郎, 宮原誠一, 上田庄三郎共編	光文社	1953	書庫1
302.1-15	基地日本：うしなわれいく祖国のすがた	猪俣浩三, 木村禧八郎, 清水幾太郎編著	和光社	1953.5	書庫1
302.1-18	古都の弔旗：奈良R・R・センター調査報告書	奈良R・R・センター調査団編	奈良R・R・センター調査団	1953.8	書庫1
302.1-コトノチ-4719	古都の弔旗：奈良R・R・センター調査報告書複製版	奈良R・R・センター調査団編	奈良R・R・センター調査団	1953.8	戦争体験文庫
366.67-4	奈良県地方労働委員会20年誌	奈良県地方労働委員会事務局編	奈良県地方労働委員会事務局	1966	書庫1
317.29-2	防衛施設庁史 第1巻	防衛施設庁史編纂委員会編	防衛施設庁総務部総務課	1973.9	書庫1
317.7-25-2	奈良県警察史 昭和編	奈良県警察史編集委員会編	奈良県警察本部	1978	ふるさと
366.67-7	奈良県地方労働委員会5年誌 S56/S61/H3/H8	奈良県地方労働委員会事務局[編]	奈良県地方労働委員会事務局	1981,1986,1991,1996	書庫1
366.67-ナラケ-1996	奈良県地方労働委員会創設50周年記念誌	奈良県地方労働委員会事務局編	奈良県地方労働委員会	1996.12	書庫1
(論考)	奈良R Rセンターと地域住民-朝鮮戦争下の在日国連軍基地をめぐる-	田中はるみ著	大阪平和研究所『戦争と平和』10	2001	書庫1
(論考)	米軍施設と周辺歓楽街をめぐる地域社会の対応	吉田容子著	地理科学学会(広島大学)『地理科学』65-4	2010	書庫1
210.76-ナムキ	基地国家の誕生：朝鮮戦争と日本・アメリカ	南基正著/市村繁和訳	東京堂出版	2023.10	一般資料

2026.2

奈良県立図書館情報館編、発行